

固定資産税（家屋）の各種届出をお忘れなく

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税されます。

平成28年中に家屋の取り壊しや新增築など、また、売買等による所有者の異動がありましたら、総務課税務係まで届出等をお願いします。

ただし、本年中に法務局への滅失や所有権移転の登記が完了しているものは、法務局より通知がありますので除かれます。

●一部または全部の取り壊しを行った場合

「建物滅失届」

●売買・相続・贈与などで所有者が変更となった場合

「家屋名義人変更届」

●新增築などを行った場合

電話等でお知らせください。

※「家屋」には個人が所有する住宅・倉庫等のほか、会社等が所有する店舗、事務所、倉庫、車庫、納屋、工場なども該当します。なお、賦課事務の関係上平成29年1月10日（火）までにご連絡願います。

○問い合わせ先

総務課税務係 ☎ 52 - 2101

広報みなみふらの

お知らせ版

2016. 11. 15

No.365

平成28年度農地中間管理事業に係る 借受希望者の募集について

農地中間管理事業規定に基づき、9月1日から30日の期間にて本町の募集区域で借受希望者を募集しましたが、今回の募集期間内に応募がありませんでした。

借受希望者の募集は原則として毎年5月頃並びに9月頃に行っていますが、今年度に限り農地の借受希望者の募集にあたり、1月頃に追加の募集を実施します。詳細については決定次第お知らせします。

詳しくは下記へお問い合わせください。

●問い合わせ先

産業課農政係 ☎ 52 - 2178

犬や猫などの動物の飼い方について

動物は飼い主の生活に潤いと喜びを与えてくれるかけがえのない存在です。

一方、ニュース等において死亡した動物の遺棄や動物の虐待、飼い方が悪いことが原因により、鳴き声がうるさい、糞尿の悪臭がするなど周辺住民に対し迷惑をかけてしまう問題が報道され、役場にも同様の苦情が多く寄せられています。町ではこれらの状況に対して現状を把握し、改善等必要な事項があれば適宜指導等をしていきますので、まずは、動物を飼っておられる方々については適正な飼い方かどうか改めてご確認いただくようお願いいたします。

なお、動物を飼うことにより騒音や悪臭など、周辺の生活環境を悪化させている場合や飼っている動物を衰弱させるなど虐待の恐れが生じた場合に、北海道からは正を目的とした勧告や命令を受けます場合があります。

「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定された罰則の一部をお知らせします。

○愛護動物をみだりに殺傷することは2年以下の懲役または200万以下の罰金、遺棄は100万円以下の罰金、愛護動物に対しみだりに給餌や給水をやめたり、酷使したり、病気や怪我の状態での放置、糞尿が堆積するなどの不衛生な場所で飼ったりする行為は「虐待」に当たり、100万円以下の罰金に処せられます。

●問い合わせ先：上川総合振興局自然環境係 ☎ 0166 - 46 - 5922

建設課環境衛生係

☎ 52 - 2179

平成 28 年 8 月台風 10 号で被災された方へ ～被災住宅等支援事業のお知らせ～

平成 28 年 8 月の台風 10 号により被災した方の経済的負担軽減を図るため、被災した住宅の再建及び改修並びに被災住宅等の解体撤去に要する経費の一部を助成します。

○助成期間 平成 30 年 3 月 31 日まで

区分	マイホーム再建事業	被災住宅改修事業	被災住宅等解体撤去事業
事業内容	住宅を新たに新築及び中古住宅を購入する方	被災を受けた住宅を改修する方	被災を受けた住宅等を解体撤去する方（車庫は除く）
補助対象者【共通要件】	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 8 月の台風 10 号により被害を受けり災証明及び被災証明が発行される方 平成 28 年 8 月 30 日現在で住民基本台帳に登録されている方（被災住宅等解体撤去事業は除く） 町税及び公共料金等を滞納していない方 		
補助対象者【個別要件】	<ul style="list-style-type: none"> 現に所有する被災住宅を取り壊し、または住宅以外に転用する方 3 年以上、補助対象物件に居住する方 建設及び購入する住宅が町で定める要件を満たす方 助成回数→1 回 	<ul style="list-style-type: none"> 改修する住宅を所有し、かつ、現に居住している方 3 年以上、補助対象物件に居住する方 助成回数→1 回 	住宅等を解体及び撤去を行う資格を有する業者を利用する方
補助額	<ul style="list-style-type: none"> 新築する経費の 10% 以内とし、助成限度額 100 万円【現金支給】 中古住宅の場合は、購入費の 10% 以内とし、助成限度額 30 万円【現金支給】 	<ul style="list-style-type: none"> 床下浸水 →改修費の 1 / 2 以内とし、助成限度額 50 万円 床上浸水 →改修費の 1 / 2 以内とし、助成限度額 80 万円 マイホーム再建事業で中古住宅を購入した場合は、上記の被災区分に応じて、改修費の 1 / 2 以内を助成（助成限度額も上記区分同様） 	解体撤去する住宅等の面積に応じて助成 <ul style="list-style-type: none"> 住宅 → 1 m²あたり 5,000 円 住宅以外 → 1 m²あたり 3,000 円
	上記、経費から次の額を控除した後の経費に基づき補助額が算定されます。 <ul style="list-style-type: none"> 移転補助金 被災者生活再建支援法第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号により支給される額 被災した建物保険金（家財保険は除く） 災害救助法第 4 条第 6 号により支給される額。ただし、上記経費に含まれていない場合は除く。 		
手続き	申請の提出は、原則 2 回提出していただきます。 1 回目は事業実施前に「事業計画書」、2 回目は事業完了後に「補助金交付申請書」の提出が必要となります。 ※ただし、すでに完了している場合は「補助金交付申請書」のみの提出		

※補助対象者及び事業内容などの要件は主な事項のみ掲載しています。本制度を利用される場合は事前に企画課企画振興係へご相談ください。

○問い合わせ先：企画課企画振興係 ☎ 52 - 2115

南プミニドック・がん検診（乳・子宮）・健康相談 実施日変更のお知らせ

10月及び11月に実施予定でした南プミニドック、乳がん・子宮がん検診の新たな実施日が決定しました。日程の延期に伴い、現在、南プミニドックの予約の変更、新規予約を受付けています。

今年度、健診またはがん検診を受けていない方はぜひ受診をお願いします。

○南プミニドック（追加・新規予約受付中）

- ・12月20日（火） 6時30分から9時00分まで 下金山地区多目的センター
- ・12月21日（水） 6時00分から10時00分まで 南富良野情報プラザ

※内容：一般健診、特定健診、後期高齢者健診、がん検診（胃・肺・大腸・前立腺）、エキノコックス症検診、肝炎ウイルス検診、ヘリコバクター・ピロリ菌検査

○乳がん・子宮がん検診

- ・1月11日（水） 下金山地区多目的センター
- ・1月12日（木） 南富良野情報プラザ

対象の方には調査票を郵送します。締切日は11月25日（金）までとなっていますので、受診を希望する方はご協力をお願いします。

○定例健康相談（母子・成人）

毎月第1週月曜日→保健福祉センターみなくる復旧まで中止します。

※健康相談は随時行っていますので、保健福祉課保健指導係へお電話ください。

●問い合わせ先：保健福祉課保健指導係 ☎52-2211

ヘリコバクター・ピロリ菌検査が無料で受けられます

本町では、がんの早期発見・早期治療のひとつとして胃がん検診を実施しています。11月より、ヘリコバクター・ピロリ菌感染による胃がんの罹患を減らすために、町立診療所および南プミニドックでヘリコバクター・ピロリ菌検査が受けられるようになりました。

検査などの詳細については、下記をご覧ください。受診をお願いします。

○期 間 平成29年2月28日（火）まで（無料期間）

○検査方法 血液検査もしくは尿検査

○対象者 19歳以上の方で、過去に一度も本検査を受けていない方

○料 金 無料

○日時・場所

場 所	検査方法	実施日時	
幾寅診療所	血液検査	月曜日→ 8時30分～11時30分まで 木曜日→ 8時30分～11時30分および14時30分～15時00分まで 金曜日→ 10時30分～11時30分および14時30分～15時00分まで	
	尿検査（※）	12月22日（木）	申込期限：12月8日（木）まで 保健福祉課保健指導係へ予約をお願いします。
落合診療所	血液検査	金曜日→8時30分～10時15分まで	
	尿検査（※）	1月27日（金）	申込期限：1月13日（金）まで 保健福祉課保健指導係へ予約をお願いします。
金山診療所	血液検査	幾寅診療所（☎52-2414）へ予約をお願いします。	
	尿検査（※）	1月31日（火）	申込期限：1月17日（火）まで 保健福祉課保健指導係へ予約をお願いします。
南プミニドック	血液検査	保健福祉課保健指導係へ予約をお願いします。	
下金山地区多目的センター		12月20日（火）	6時30分から9時00分まで
南富良野情報プラザ		12月21日（水）	6時00分から10時00分まで

※尿検査は、予約数が7名未満の場合中止となります。

●問い合わせ先：保健福祉課保健指導係 ☎52-2211

冬期間の踏切事故防止について

冬期間の踏切事故を防止するため次のことに注意しましょう。

- 踏切に近づいたら路面状況に応じ、確実に一旦停止できるスピードに落としましょう。
- 踏切の中で立ち往生したら、次の方法で慌てずに列車を止めましょう。警報機が鳴り始めてから約30秒後に列車がきます。
 - ・非常ボタンがあるときは、警報機が鳴っていなくてもすぐにボタンを押しましょう。
 - ・非常ボタンがないときは、自動車に備え付けの発煙筒や赤旗などで列車に合図しましょう。
- 踏切内に閉じこめられたら、遮断ポールを自動車等で押し出して脱出しましょう。ポールは斜めに上がります。

●問い合わせ先

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

☎ 011 - 204 - 5219

振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の防止

道内における平成28年9月末現在の特殊詐欺の認知件数は136件で前年同期と比較して69件減少し、被害額については、約2億9,000万円と前年同期と比べ約4億7,000万円減少しています。

手口別にみると、郵送やメールで、アダルトサイトの登録料金が未払いであるなど架空の事実を口実にして料金を請求する架空請求詐欺が多数を占めています。

被害に遭われた方の年齢層について、高齢者（65歳以上）の割合は、全体の約6割を占め、憂慮すべき状況にあります。

道民一人ひとりが被害に遭わないように注意するとともに、家庭や職場、地域の中でお互いが声を掛け合い、「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺」の被害をなくしましょう。

特殊詐欺とは、被害者と対面せず、架空・他人名義の預貯金口座や携帯電話等を利用し、現金等をだまし取る詐欺の総称をいい、振り込め詐欺も含まれています。

◇振り込め詐欺以外の特殊詐欺の例

○金融商品等取引の詐欺

架空または価値の乏しい未公開株、社債等の有価証券、外国通貨等について、電話やダイレクトメール等により虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、購入を申し込んできた被害者に有価証券等の購入名目で現金を口座に振り込ませるなどの手口

○ギャンブル必勝情報提供の詐欺

不特定多数の者が購読する雑誌に「パチンコ打ち子募集」等と記載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信するなどし、これに応じて会員登録等を申し込んできた被害者に対して、パチンコ攻略法等の虚偽の情報を提供するなどした上で、会員登録料や情報料の名目で現金を口座に振り込ませるなどの手口

○異性とのあっせんの詐欺

不特定多数の者が購読する雑誌に「女性紹介」等と記載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信するなどし、これに応じて女性の紹介等を求めてきた被害者に対して、女性に関する虚偽の情報を提供するなどした上で、会員登録料や保証金等の名目で現金を口座に振り込ませるなどの手口

振り込め詐欺は、被害者の弱みや親子の情愛などにつけ込んで被害者をだまし、現金を振り込ませる悪質な犯罪です。不審な電話がかかってきたり、身に覚えのないメール等が送られてきたら、警察や家族に相談しましょう。

●問い合わせ先

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

☎ 011 - 204 - 5211

法とところをつなぐ～家庭裁判所と家庭裁判所調査官～

○少年や家庭の問題を解決するために

家庭裁判所は、少年非行や家庭に関する紛争を扱います。非行少年の立ち直りや、家庭の問題解決のためには、少年や家族の心理や人間関係、環境などの考慮が欠かせません。そこで、心理学などの専門的な知識や技法を持った家庭裁判所調査官（家裁調査官）が重要な役割を果たしています。

○具体的な活動

- ・少年事件→少年や保護者と会ったり、心理テストの実施、家庭や学校を訪問してさまざまな視点から情報を集め、非行の原因やどうすれば立ち直ることができるのかを考え、裁判官に報告します。
- ・家事事件→離婚などの争いの中にいる方や子どもと会い、子どもの幸せを最優先にした解決方法を考え裁判官に報告するとともに、両親にも子どもの思いを伝えて助言するなど、家族関係の再構築に向けて取り組んでいます。

○家裁調査官になるには

裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補）に合格し、家裁調査官補として採用された後、約2年間にわたり充実した研修を受けます。

●問い合わせ先：旭川地方裁判所・旭川家庭裁判所 ☎0166－51－6251

育児・介護休業法及び男女雇用期間均等法が改正されます ～施行日は平成29年1月1日～

育児・介護休業法が平成29年1月1日から改正施行され、より育児・介護と仕事の両立がしやすくなります。主な内容は以下のとおりです。

- ①介護休業が3回を上限として分割取得可能（通算93日まで）
 - ②介護休暇・看護休暇が半日単位で取得可能
 - ③介護のための所定労働時間の短縮措置（選択的措置義務）が、介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上利用可能
 - ④介護のための残業免除が新設
 - ⑤有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和（取得できる対象者が拡大）
 - ⑥上司・同僚からのいわゆるマタハラ・パタハラなどを防止する措置を義務づけ等
- 改正内容の詳細についてはホームページ（<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>）をご覧ください。

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部指導課
☎011－709－2715

ゆっく12月教室のご案内

◎フラダンス教室

冬でも踊ればハワイアン♪音楽に合わせて基本のステップから練習しましょう！

- とき 12月13日（火）16時00分から17時30分まで
- ところ 町民体育館卓球室
- 対象 小学生以上（小さなお子さま連れも大歓迎です）
- 参加費 500円
- 申込み 12月10日（土）まで
- その他 靴を脱ぎ裸足でレッスンします。また、衣装は貸出しますのでお気軽にご参加ください。

●申込み・問い合わせ先

みなみふらのSHCクラブゆっく ☎53－2171

第40回南富良野町防犯と安全教室の住民集会について

11月19日（土）に開催予定でしたが、台風10号による災害の影響により中止します。

○問い合わせ先

南富良野町防犯協会・南富良野町交通安全協会事務局（役場総務課 防災安全推進室）

☎52－2112



まちのカレンダー

2016

12

しわす
師走

	日	月	火	水	木	金	土
行事・保健	開催会場				1	2	3
	みな 保健福祉センターみなくる 人材 富良野地域人材開発センター 役大 役場大会議室 北除 北落合除雪管理センター 落多 落合地区多目的センター 金コ 金山地区コミュニティセンター 下多 下金山地区多目的センター 子育 子育て支援センター 幾診 幾寅診療所 金診 金山診療所 落診 落合診療所 情プ 情報プラザ 町体 町民体育館				0歳ぶっこ 子育 10:00→11:00	おもちゃライブラリー 子育 9:00→12:00 13:00→16:00	
ごみ収集日	ごみ収集日						
	㊦～北落合・落合・東鹿越・金山・下金山地区 ㊧～幾寅地区 リサイクル①～空き缶・古紙類 リサイクル②～ペットボトル・あきびん						
行事・保健	4	5	6	7	8	9	10
	第35回町民ミニバレー ボール大会 町体 9:00→	ふれあいルーム 子育 9:00→12:00 13:00→16:00 運転免許証更新時講習 人材 優良 13:00→ 一般 14:00→	ぶっこクラブ 町体 9:30→11:30 予防接種 落診 9:30→10:15 金診 14:30→15:00	金山出張支援センター 金コ 10:00→11:00 予防接種 幾診 11:00→11:30 こころの健康相談(要予約) 保健所 14:30→15:00	千里大学 みな 9:00→ 1歳ぶっこ 子育 10:00→11:00	おもちゃライブラリー 子育 9:00→12:00 13:00→16:00	
ごみ収集日		㊦ 一般(可燃) ㊧ 生	㊧ 一般(可燃)	㊦ 生・プラ ㊧ プラ	㊦ ㊧ 一般(不燃)		
行事・保健	11	12	13	14	15	夜間・休日の時間外急患はご連絡ください。できるだけ対応します。 ■金山診療所 ☎ 54-2301 ※金山診療所につながらない場合は、中村医師の携帯へ転送します。	
		ふれあいルーム 子育 9:00→12:00 13:00→16:00 運転免許証更新時講習 人材 違反 13:00→	ぶっこクラブ 町体 9:30→11:30 予防接種 落診 9:30→10:15 金診 14:30→15:00	マタニティ教室 情プ 10:00→11:00 予防接種 幾診 11:00→11:30	千里大学 みな 9:00→ ふれあいルーム 子育 9:00→12:00 13:00→16:00 運転免許証更新時講習 人材 優良 13:00→ 一般 14:00→		
ごみ収集日		㊦ 一般(可燃) ㊧ 生	㊧ 一般(可燃)	㊦ 生・プラ ㊧ プラ	㊧ リサイクル①		